

○ 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（開設の許可）	（開設の許可）
第四条	薬局は、その所在地の都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第七条第三項及び第十一条（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）の許可を受けなければ、開設してはならない。	薬局は、その所在地の都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七条第三項及び第十条において同じ。）の許可を受けなければ、開設してはならない。
2	前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。	（新設）
一	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	（新設）
二	その薬局の名称及び所在地	
三	その薬局の構造設備の概要	
四	その薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要並びにその薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要	
五	法人にあつては、薬局開設者の業務を行う役員の氏名	
六	その他厚生労働省令で定める事項	
3	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 その薬局の平面図	
二	第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理者を指	

（新設）

(製造等の禁止)

第七十六条の四 指定薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び次条において「医療等の用途」という。）以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

(適用除外等)

第八十条 (略)

2・3 (略)

4 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売し、又は授与する場合については、政令で、第三章、第四章及び第五章の規定の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

5・6 (略)

(動物用医薬品等)

第八十三条 医薬品、医薬部外品又は医療機器（治験の対象とされる薬物又は機械器具等を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関する法律（第二条第十四項、第九条の二、第九条の三第一項、第二項及び第四項、第三十六条の十第一項及び第二項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七十六条の四、第七十六条の六、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の八第一項、第七十六条の九、第七十七条及び第二項、第七十六条の八第一項、第七十六条の九、第七十七条、第八十一条の四、次項並びに第八十三条の四第二項（第八十三

(製造等の禁止)

第七十六条の四 指定薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（次条において「医療等の用途」という。）以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(適用除外等)

第八十条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4・5 (略)

(動物用医薬品等)

第八十三条 医薬品、医薬部外品又は医療機器（治験の対象とされる薬物又は機械器具等を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関する法律（第二条第十四項、第九条の二、第九条の三第一項、第二項及び第四項、第三十六条の十第一項及び第二項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七十六条の四、第七十六条の六、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の八第一項、第七十六条の九、第七十七条及び第二項、第七十六条の八第一項、第七十六条の九、第七十七条、第八十一条の四、次項並びに第八十三条の四第二項（第八十三

2 前項の規定により店舗販売業の許可を受けた者（次項において「動物用医薬品特例店舗販売業者」という。）に対する第二十七条並びに

第三十六条の十第三項及び第四項の規定の適用については、第二十七条並びに第三十六条の六第二項の規定の適用については、第二十七条中「一般用条中「薬局医薬品（第四条第五項第三号に規定する薬局医薬品をいう。以下同じ。）」とあるのは「第八十三条の二の二第一項の規定により都道府
り都道府県知事が指定した品目以外の医薬品」と、第三十六条の十第
三項中「販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者」とあるのは
「販売又は授与に従事する者」と、同条第四項中「当該薬剤師又は登
録販売者」とあるのは「当該販売又は授与に従事する者」とし、第二
十八条から第二十九条の二まで、第三十六条の九、第三十六条の十第
五項、第七十二条の二第一項及び第七十三条の規定は、適用しない。

3 (略)

第八十三条の九 第七十六条の四の規定に違反して、業として、指定薬
物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者又は指定薬物を所
持した者（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列した者に限る。）
は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを
併科する。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金
に処する。
一 第十条第一項（第三十八条並びに第四十条第一項及び第二項にお
いて準用する場合を含む。）又は第二項（第三十八条第一項におい
て準用する場合を含む。）の規定に違反した者

一一一二 (略)

2 前項の規定により店舗販売業の許可を受けた者（次項において「動物用医薬品特例店舗販売業者」という。）に対する第二十七条並びに

第三十六条の六第二項の規定の適用については、第二十七条中「一般用
医薬品」とあるのは「第八十三条の二の二第一項の規定により都道府
県知事が指定した品目」と、「ならない。ただし、専ら動物のために
使用されることが目的とされている医薬品については、この限りでな
い。」とあるのは「ならない。」と、同項中「販売又は授与に従事す
る薬剤師又は登録販売者」とあるのは「販売又は授与に従事する者」とし、第二十八条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六
条の六第三項、第七十二条の二第一項及び第七十三条の規定は、適
用しない。

3 (略)

第八十三条の九 第七十六条の四の規定に違反して、業として、指定薬
物を製造し、輸入し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的
で貯蔵し、若しくは陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円
以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金
に処する。

一 第十条（第三十八条並びに第四十条第一項及び第二項にお
いて準用する場合を含む。）の規定に違反した者

一一一二 (略)

○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（薬局開設者等の特例） 第五十条の二十六　（略）	（薬局開設者等の特例） 第五十条の二十六　（略）
<p>2 前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許は、第五十条の三の規定により効力を失うほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。</p> <p>一 薬事法第四条第四項又は第二十四条第二項の規定により同法第四条第一項又は第三十四条第一項の許可の効力が失われたとき。</p> <p>二 薬事法第十条第一項（同法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出（廃止に係るものに限る。）があつたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>2 前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許は、第五十条の三の規定により効力を失うほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。</p> <p>一 薬事法第四条第二項又は第二十四条第二項の規定により同法第四条第一項又は第三十四条第一項の許可の効力が失われたとき。</p> <p>二 薬事法第十条（同法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出（廃止に係るものに限る。）があつたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>3・4 （略）</p>
<p>5 麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図る</p>	<p>5 麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図る</p>

ための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）に違反する罪若しくは薬事法に違反する罪（同法第八十三条の九、第八十四条第十九号（同法第七十六条の七第一項及び第二項の規定に係る部分に限る。）及び第二十号、第八十五条第七号、第八十六条第一項第十九号並びに第八十七条第九号（同法第七十六条の八第一項の規定に係る部分に限る。）及び第十一号（以下この項において「第八十三条の九等の規定」という。）並びに第九十条（第八十三条の九等の規定に係る部分に限る。）の罪に限る。）、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

6～8 （略）

ための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）に違反する罪若しくは薬事法に違反する罪（同法第八十三条の九、第八十四条第十九号（第七十六条の七第一項及び第二項の規定に係る部分に限る。）及び第二十号、第八十五条第七号、第八十六条第一項第十九号並びに第八十七条第九号（第七十六条の八第一項の規定に係る部分に限る。）及び第十一号並びに第九十条（これら第一項の規定に係る部分に限る。）の罪に限る。）、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

6～8 （略）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

-
- 印 刷
集 錄
独立行政法人 国立印刷局
- 戸籍法第百八十八条第一項の規定による指定に関する件(法務四七)
○独立行政法人日本万国博覽会記念機構が取得するとのできる有価証券を指定する件等を廃止する件(財務二九)
- 保安林の指定をする件(農林水産一六八、一六九)
- 保安林の指定を解除する件(同一七〇)
- 特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を総覽に供する件(国土交通八七〇八九)
- 軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査業務を開始する日にについての届出があつた件(同九〇、九一)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(同九二一九五)
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(同九六)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨
- 令(財務五) 独立行政法人日本万国博覽会記念機構に関する省令を改正する件(政
- 治資金規正法施行令の一部を改正する政令(二四)
- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二五)
- 薬事法施行令の一部を改正する政令(二六)
- 公職選挙法施行令の一部を改正する政令(二七)
- 独立行政法人日本万国博覽会記念機構法を廃止する法律の施行期日を定める政令(二八)
- 独立行政法人日本万国博覽会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(二九)
- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二九)
- 独立行政法人日本万国博覽会記念機構に関する省令を廃止する件(政
- 治資金規正法施行令の一部を改正する政令(二九)
- 告 示
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 防災基本計画の修正について(中央防災会議)
- 七

〔公
告〕

本号で公布された
法令の西(つま)

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定
破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

第一二一〇
第一二一(総務省)
一
条例で都道府県の議会の議員の選挙区を設定し、若しくは廃止し、又はその区域を変更するのを、一般選挙を行う場合に限るものとした。

〔二〕新たに市町村の区域の設定があつた場合
当該市町村の区域の全部又は一部が從前屬していた選挙区の区域

〔三〕新たに市町村の区域の廢止があつた場合
当該市町村の区域の全部又は一部が新たに屬した市町村の区域の全部又は一部が從前屬していた選挙区の区域

〔四〕町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合
当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が從前屬していた選挙区の区域

〔五〕一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合において当該各区域を公職選舉法（昭和二五年法律第一〇〇号。以下「法」という。）第一五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき 当該区域の全部又は一部が從前屬していた選挙区の区域

〔六〕法第一五条第五項の規定により市町村の区域とみなしていいた区域がなくなつた場合 当該区域が從前屬していた選挙区の区域

〔七〕他の都道府県の区域の全部を編入した場合
当該編入された区域

上は併せて規定の施行日を同年四月一日とする。
こととした。

政令第一二十一号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令
内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第九十三号)の施行に伴い、並びに公職選挙法(昭和二十一年法律第二百号)第十五条第十項、第四十九条第四項及び第五項、第八十八条第一項第三号、第二百九十五条、第二百七十二条により、同項ただちに次のように改めることを「第十五条第一項から第四項まで」に改め、「規定により」の下に「条例で」を加え、同項ただちに次のように改める。

ただしこの各号に掲げる場合の区分に応じ、この限りでない。

一 当該各号に定める区域については、この限りでない。

当該各号に定める区域の全部又は一部が從前属していた選挙区の区域

一 新たに市町村の区域の全部又は一部が從前属していた選挙区の区域

当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が從前属していた選挙区の区域

三 町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合

当該処分により市とされた町村又は町村とされた市との区域の全部又は一部が從前属していた選挙区の区域

四 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合において当該各区域を法第十五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき、当該区域の全部又は一部が從前属していた選挙区の区域

あつた場合（法第十五章第四項の規定により郡の区域とみなされた区域がなくなつた場合又は同区域を都市の区域とみなした場合若しくは都市の区域とみなされた区域がなくなつた場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）及び他の都道府県の区域の全部を編入した」を「前各号に掲げる」に改め、同条ただし書中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合においては、これと関係がある」を「同条第一号から第五号までに掲げる場合においては、これらの号に定める区域の全部又は一部が新たに属することとなつた」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた」を「第三条第一号から第五号までに掲げる」に改め、同条を第五条とする。

第六条の二第三項中「のうち郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることとしたもの」を削り、同条を第六条とする。

第六条の三を第六条の二とする。

第七条中「第五条」を「第四条」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第八条第一項中「第五条」を「第四条」に改めること。

第五十九条の五の三第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同項第五号中「部隊等」の下に「自衛隊法（昭和二十九年法律第六百六十五号）第八条に規定する部隊等をいふ。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とする。

第五十九条の五の四第十五項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第一百一十七条の一第一項の表及び第一項の表中「一の郡の区域又は一の指定都市以外の市の区域又は若しくは」を「一の指定都市以外の市の区域又は」に改める。

◇薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四号）（厚生労働省）
薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平

政令

域とみなしていた区域がなくなつた場合 当該区域が從前属していた選挙区の区域 六 他の都道府県の区域の全部を編入した場合 当該編入された区域



(号外)

官報		外	
三	二	一	〇
（法 律）	（政 令）	（規 則）	（アルコール健康障害対策基本法 （一〇九） ○消防団を中心とした地域防災力の充 実強化に関する法律（一一〇） ○がん登録等の推進に関する法律 (一一一)
（研究開発システムの改革の推進等に よる研究開発能力の強化及び研究開 発等の効率的推進等に関する法律及 び大学の教員等の任期に関する法律 の一部を改正する法律（九九） (一〇〇) ○私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律の一部を改正する法律 （一〇一） ○農地中間管理事業の推進に関する法 律（一〇一） ○農業の構造改革を推進するための農 業経営基盤強化促進法等の一部を改 正する等の法律（一〇一） ○薬事法及び薬剤師法の一部を改正す る法律（一〇二） ○生活保護法の一部を改正する法律 (一〇四) ○生活困窮者自立支援法（一〇五） ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関する 法律の一部を改正する法律 (一〇六) ○国家戦略特別区域法（一〇七） ○特定秘密の保護に関する法律 (一〇八)	（内閣府本府組織令の一部を改正する 政令（三四一） ○國家戦略特別区域諮問会議令 (三四一) ○沖縄振興開発金融公庫法施行令の 一部を改正する政令（三四三） ○食品の製造過程の管理の高度化に関 する臨時措置法の一部を改正する法 律の施行期日を定める政令（三四四） ○社会保障協定の実施に伴う厚生年金 保険法等の特例等に関する政令等の 一部を改正する政令（三四五） （省 令）	（人事院規則二二一〇（倫理法の適用 を受けない非常勤職員）の一部を改 正する人事院規則 (人事院二二一〇一四)	（アルコール健康障害対策基本法 （一〇九） ○消防団を中心とした地域防災力の充 実強化に関する法律（一一〇） ○がん登録等の推進に関する法律 (一一一)
（三）	（二）	（一）	（〇）

本号で公布された
法律のうち

法令のあらわし

法令のおいほこ

教育省の監督がて認められた教員等の任期に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（法律第九九号）（文部科学省）

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等

に関する法律の一部改正関係

國の研究開発等に係る業務を確保並びに知的財産権の取得及び活用その他研究開発等に係る運営及び管理に係る業務

(2)において「運営管理に係る業務」という。)に關し、専門的な知識及び能力を有する人材

の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるとともに、イノベーションの創出による競争力の向上、付加価値の向上、

出に必要な能力を有する人材の育成を支援するためには必要な施策を講ずるものとした。(第一〇条の二及び第一〇条の三関係)

2 労働契約法の特例

労働契約を期間の定めのない労働契約に転換させるための申込みを行うために二以上の有

期労働契約の契約期間を通算した期間（二）において「通算契約期間」という。が五年を超

えることが必要とされていることについて券
劵契約法（平成一九年法律第一二八号）の特
別規定、一つ三三に記載するところによれば、

例を定め、一〇年を超えることが必要であるとするとした。本改正項目においては、人文科学のみに係る科学技術を専門取扱いと

(一) 科学技術に関する研究者又は技術者で
した。(第一五条の二関係)

あつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの

(二) 研究開発等に係る運営管理に係る業務
(専門的な知識及び能力を必要とするもの)

に限る。(回において同じ)に従事する者であつて研究開発法人又は大学等を設置する旨の申告書(「日刊工業新聞」第27号)。

者との間で有期労働契約を締結したもの

◇薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(法律第103号)(厚生労働省)

一 薬事法の一部改正関係

1 医薬品の販売業等に関する規制の見直しに

(一) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(四) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(五) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(六) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(七) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(八) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(九) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十一) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十二) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十三) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十四) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十五) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十六) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十七) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十八) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十九) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十一) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十二) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十三) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十四) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十五) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十六) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十七) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十八) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十九) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十一) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十二) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十三) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十四) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十五) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十六) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十七) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十八) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十九) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(四十) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(四十一) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(四十二) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(四十三) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならないものとした。(第三六条の六第一項関係)

二 配置販売業者について、イからハまでを準用することとした。(第三六条の六第一項関係)

1 その他

(一) 薬局開設者等は、イによる情報の提供及び指導を行わせるに当たっては、

当該薬剤師に、あらかじめ、要指導医

薬品を使用しようとする者の年齢、他

の薬剤又は医薬品の使用の状況等を確

認させなければならないものとした。

(二) 薬局開設者等は、イによる情報の提

供又は指導ができないとき、その他の要

指導医薬品の適正な使用を確保するこ

とができると認められるときは、要

指導医薬品を販売し、又は授与しては

ならないものとした。(第三六条の六第一項関係)

(三) 薬局開設者等は、要指導医薬品及び一般用

医薬品以外の医薬品をいう。(4)において

同じ)について、「(1)の(2)及び(3)と同様の

規定を設けることとした。(第三六条の三

及び第三六条の四関係)

(四) 薬局開設者が当該薬局における設備及

び器具をもつて医薬品を製造し、その医

薬品を当該薬局において販売し、又は授

与する場合について、政令で、(3)に関し

必要な特例を定めることができるものと

した。(第八〇条第四項関係)

2 指定薬物の所持等の禁止に関する事項

(一) 指定薬物は、医療等の用途以外の用途に供

するため所持し、購入し、若しくは譲り受

け、又は医療等の用途以外の用途に使用して

はならないものとした。(第七六条の四関係)

(二) 薬剤師法の一部改正関係

(三) 第一類医薬品を購入し、又は譲り受

け、又は譲り受けではない旨の意思の

表示がある場合における薬局開設者

等による第一類医薬品に関する情報の

3 薬局開設者等は、要指導医薬品の適正な使用のため、要指導医薬品を販売、正しく説明を要しない旨の意思の表示がある場合における薬局開設者

等による第一類医薬品に関する情報の

提供の義務の免除は、第一類医薬品が

適正に使用されると認められる場合に

限るものとした。(第三六条の一〇第六

項関係)

4 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(法律第103号)(厚生労働省)

提供の義務の免除は、第一類医薬品が適正に使用されると認められる場合に限るものとした。(第三六条の一〇第六項関係)

一〇第七項関係

1 その他

(一) 薬局開設者について、「(1)の(1)ハ及び

二 同様の規定を設けることとした。(第三

六条の二第一項及び第三項並びに第九条第一

項関係)

(二) その他の

(一) 薬局開設者等は、イによる情報の提

供及び指導を行わせるに当たっては、

当該薬剤師に、あらかじめ、要指導医

薬品を使用しようとする者の年齢、他

の薬剤又は医薬品の使用の状況等を確

認させなければならないものとした。

(二) 薬局開設者等は、イによる情報の提

供又は指導ができないとき、その他の要

指導医薬品の適正な使用を確保するこ

とができると認められるときは、要

指導医薬品を販売し、又は授与しては

ならないものとした。(第三六条の二第一項関係)

(三) 薬局開設者等は、要指導医薬品及び一般用

医薬品をいう。(4)において

同じ)について、「(1)の(2)及び(3)と同様の

規定を設けることとした。(第三六条の三

及び第三六条の四関係)

(四) 薬局開設者が当該薬局における設備及

び器具をもつて医薬品を製造し、その医

薬品を当該薬局において販売し、又は授

与する場合について、政令で、(3)に関し

必要な特例を定めることができるものと

した。(第八〇条第四項関係)

2 指定薬物の所持等の禁止に関する事項

(一) 指定薬物は、医療等の用途以外の用途に供

するため所持し、購入し、若しくは譲り受

け、又は医療等の用途以外の用途に使用して

はならないものとした。(第七六条の四関係)

(二) 薬剤師法の一部改正関係

(三) 第一類医薬品を購入し、又は譲り受

け、又は譲り受けではない旨の意思の

表示がある場合における薬局開設者

等による第一類医薬品に関する情報の

提供の義務の免除は、第一類医薬品が

適正に使用されると認められる場合に

限るものとした。(第三六条の一〇第六

項関係)

3 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(法律第103号)(厚生労働省)

◇薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(法律第103号)(厚生労働省)

一 薬事法の一部改正関係

1 医薬品の販売業等に関する規制の見直しに

(一) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(四) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(五) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(六) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(七) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(八) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(九) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十一) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十二) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十三) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十四) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十五) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十六) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十七) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十八) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(十九) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十一) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十二) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十三) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十四) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十五) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十六) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十七) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十八) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(二十九) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十一) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十二) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十三) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十四) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十五) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十六) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十七) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十八) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(三十九) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(四十) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(四十一) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(四十二) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

(四十三) 一般用医薬品に係る規制の見直しに関する事項

□ 医薬品の店舗販売業の許可は、要指導医薬品又は一般用医薬品を、店舗に指

二 運営

1 運営

(一) 運営

(二) 運営

(三) 運営

(四) 運営

(五) 運営

(六) 運営

(七) 運営

(八) 運営

(九) 運営

(十) 運営

(十一) 運営

(十二) 運営

(十三) 運営

(十四) 運営

(十五) 運営

(十六) 運営

(十七) 運営

(十八) 運営

(農業經營に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第一十一条 農業經營に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法
律の一部を次のように改正する。

附則第四条中「農業改良資金に係る債務の保証の業務に関する経理についての第二条の規定によ
る改正後の」を削り、「同条第一号中「農業改良資金」とあるのは「農業改良資金(次号に規定する
ものを除く。)」と、同条第三号中「就農支援資金」とあるのは「就農支援資金及び」を「同条中「次
に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び旧農業改良資金」〔〕に「」とする」を「そぞう。
第二号において同じ。)に係る債務の保証の業務」と、同条第一号中「農業改良資金」とあるのは「農
業改良資金(旧農業改良資金を除く。)」とする」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように
に改正する。

第一百八十八条 削除

(株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の一部改正)

第二十二条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成二十四年法律第八十三号)の一部を次の
ように改正する。

第四十一条中「機構及び」を「機構並びに」に改め、「承認会社」の下に「及び承認組合」を加え
る。

(旧農業者年金基金法の一部改正)

第二十三条 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するも
のとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第八条第一
項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法(昭和四
十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第一号イ中「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十
二」を「第十一条の十四」に改める。

内閣総理大臣	安倍晋三
総務大臣	新藤義孝
財務大臣	麻生太郎
農林水産大臣	林芳正

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

「法律百三号」

(薬事法の一部改正)

第一条 薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「区長」の下に「次項」を「第十条」の下に「(第三十八条第一項において準用す
る場合を含む。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同
条第一項の次に次の二項を加える。

2. 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記
載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 その薬局の名称及び所在地
 - 三 その薬局の構造設備の概要
 - 四 その薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要並びにそ
の薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては医薬品の販売又は授与の業務を行
う体制の概要
 - 五 法人については、薬局開設者の業務を行つ役員の氏名
 - 六 その他厚生労働省令で定める事項
3. 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 その薬局の平面図
 - 二 第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管
理させる場合にあつては、その薬局の管理者の氏名及び住所を記載した書類
 - 三 第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管
理させる場合にあつては、その薬局の管理者の氏名及び住所を記載した書類
 - 四 その薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては、次のイ及びロに掲げる書類
 - イ その薬局において販売し、又は授与する医薬品の薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医
薬品に係る厚生労働省令で定める区分を記載した書類
 - ロ その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に対して一般用医薬品を販売し、又は授与
する場合にあつては、その者との間の通信手段その他の厚生労働省令で定める事項を記載し
た書類
 - 五 その他厚生労働省令で定める書類
4. 第四条に次の一項を加える。
 - 一 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 薬局開設者 第一項の許可を受けた者をいう。
 - 二 登録販売者 第三十六条の八第二項の登録を受けた者をいう。
 - 三 薬局医薬品 要指導医薬品及び一般用医薬品以外の医薬品(専ら動物のために使用されるい
うとが目的とされているものを除く。)をいう。
 - 四 要指導医薬品 次のイからニまでに掲げる医薬品(専ら動物のために使用されることが目的
とされているもの除外)のうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくない
ものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使
用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面に
よる情報の提供及び医学的見知に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大
臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
5. この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 薬局開設者 第一項の許可を受けた者をいう。
 - 二 登録販売者 第三十六条の八第二項の登録を受けた者をいう。
 - 三 薬局医薬品 要指導医薬品及び一般用医薬品以外の医薬品(専ら動物のために使用されるい
うとが目的とされているものを除く。)をいう。
 - 四 要指導医薬品 次のイからニまでに掲げる医薬品(専ら動物のために使用されることが目的
とされているもの除外)のうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくない
ものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使
用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面に
よる情報の提供及び医学的見知に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大
臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
 - 五 その製造販売の承認の申請に際して第十四条第八項第一号に該当するとされた医薬品であ
りて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの
のであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使
用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面に
よる情報の提供及び医学的見知に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大
臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
 - 六 厚生労働省令で定める期間を経過しないもの
6. 第四十四条第一項に規定する薬業

第五条第二号中「医薬品の調剤及び」を「調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制並びにその薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては医薬品の」に改め、同条第三号中「第一十六条第一項第三号」を「第一十六条第四項第三号」に改め、同号二中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号二中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。
第七条第一項中「第四条第一項の許可を受けた者（以下「薬局開設者」という。）」を「薬局開設者（第四条第五項第一号に規定する薬局開設者をいう。以下同じ。）」に改める。
第九条第一項中「薬局における医薬品の試験検査の実施方法」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

二 薬局における医薬品の販売権者その他の医薬品の管理の実施方法に関する事項
　　薬局における医薬品の販売又は授与の実施方法（その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に対して一般用医薬品（第四条第五項第五号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）を販売し、又は授与する場合におけるその者との間の通信手段に応じた当該実施方法を含む。）に関する事項

第九条の三を第九条の四とする。

第六条の二の見出しを「誤解された薬育に関する情報提供及び指導等」に改め、同条第一項中「处方箋」を「処方箋」に、「を購入し、又は譲り受けようとする者に対して」を「の適正な使用のためせん」を

の、当該「にして」を「に、対面により」に、「を用ひて、その適正な使用のために」を(当該

事項が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方法）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第三十一条

當該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省の十までにおいて同じ。)に記録されているときは、

官令で定める方法により表示したものと用いて「提供させなければ」を「提供させ

を「又は歯科医師」に「処方せんにより調剤された薬剤」を「処方箋により調剤された薬剤の適正

な使用のため、当該薬剤に、「その薬局において調剤された」を「当該薬局開設者が当該」に改め、「(上)」「(下)」「その薬局」の「(一)」を削除、「(二)」で、その箇所は使用のため、「(一)」に改め、「(二)」

「提供させなければ」を「提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければ」に改

同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
英局開設者は、前項の規定による情報の是共及び監督を行つたる上級主つては、当該裁判所に

薬局開設者は、前項の規定による精算の操作及び指導を行なへるに当たつては、当該調剤薬局はあらかじめ、当該薬剤を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の

厚生労働省令で定める事項を確認せなければならぬ。

第一項は規定する場合において同項の規定による情報の提供又は指導が行われないとき、その他同項に規定する薬剤の適正な使用を確保することができないと認められるときは、

は、当該薬剤を販売し、又は授与してはならない。

第九条の二を第九条の三とし 第九条の四は次の二条を加える
(調剤された薬剤の販売に従事する者)

第九条の二 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師から交付され

た处方箋により調剤された薬剤にござ
る薬剤師に販売させ
第十一條中「以内に」の下に「厚生労働省令で定めるところにより、その一を加え、同様に次の二又は授与させなければならない。

項を加える。

薬局開設者は、その薬局の名称その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局の所在地の都道府県知事にその旨

その夢寐の戸在境の都道府県事はその都道府県事

第十一条第一項中「販売する」を「販売し、又は授与する」に改める。

第二十二条を次のよきに改める

第一（十三）条の十七第一項中〔電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」トこの條において同じ。〕を削る。

第三十六条の六第五項中「前各項」の下に「(第一項ただし書及び第三項ただし書を除く。)」を加え、「第一項及び第二項中「薬局又は店舗」とあるのは「業務に係る都道府県の区域」と、を「第一項及び第三項本文中」に「第一項から第三項までの規定中」を「薬局又は店舗」とあるのは「業務に係る都道府県の区域」と、「同項」を「第五項」に、「読み替える」を「〔薬局又は店舗〕とあるのは「業務に係る都道府県の区域」と、「医薬品の販売又は授与」とあるのは「医薬品の配置販売」とあるのは「業務に係る都道府県の区域」と、「医薬品」を「第一類医薬品」に改め、「場合」の下に「(第一類医薬品が適正に使用されると認められる場合に限る。)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「店舗販売業者は」の下に「一般用医薬品の適正な使用のため」を「により」の下に「その薬局又は店舗において」を加え、「をして、その適正な使用のために」を「に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「その薬局又は店舗において」を「第二類医薬品の適正な使用のため」に改め、「により」の下に「その薬局又は店舗において」を加え、「をして、その適正な使用のために」を「に」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

第三十六条の六第二項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 薬局開設者又は店舗販売業者は、前項の規定による情報の提供を行わせるに当たつては、当該薬剤師又は登録販売者に、あらかじめ、第二類医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。

第三十六条の六を第三十六条の十とし、第三十六条の三から第三十六条の五までを四条ずつ繰り下げ、第三十六条の二の次に次の四条を加える。

(薬局医薬品の販売に從事する者等)

第三十六条の三 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、薬局医薬品につき、薬剤師に販売させ、又は授与せなければならぬ。

2 薬局開設者は、薬局医薬品を使用しようとする者以外の者に対する正當な理由なく、薬局医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師・薬局開設者・医薬品の製造販売業者・製造業者若しくは販売業者・医師・歯科医師若しくは歯士・医院・診療所若しくは動物病院・診療施設の開設者(以下「薬剤師等」という)に販売し、又は授与するときは、この限りでない。(薬局医薬品に関する情報提供及び指導等)

第三十六条の四 薬局開設者は、薬局医薬品の適正な使用のため、薬局医薬品を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面(当該事項が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものと含む。)を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

薬局開設者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行わせるに当たつては、当該薬剤師に、あらかじめ、薬局医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。

薬局開設者は、第一項本文に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指導ができないとき、その他薬局医薬品の適正な使用を確保することができないと認められるときは、薬局医薬品を販売し、又は授与してはならない。

第三十六条の五 薬局開設者は、薬局医薬品の適正な使用のため、その薬局において薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局において薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けられた者若しがあつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

(要指導医薬品の販売に従事する者等)

第三十六条の六 薬局開設者又は店舗販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、要指導医薬品につき、薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

2 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品を使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、要指導医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

(要指導医薬品に関する情報提供及び指導等)

第三十六条の六 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品の適正な使用のため、要指導医薬品を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗において医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。

3 薬局開設者又は店舗販売業者は、第一項本文に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指導ができないとき、その他要指導医薬品の適正な使用を確保することができないと認められるときは、要指導医薬品を販売し、又は授与してはならない。

4 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品の適正な使用のため、その薬局若しくは店舗において要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けられた者若しくはこれらの人によつて購入され、若しくは譲り受けられた要指導医薬品を使用する者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

第三十八条中「医薬品の販売業」を「店舗販売業」に改め、後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 配置販売業及び卸販売業については、第十一条第一項及び第十二条の規定を準用する。

第四十条第一項中「第十条」を「(第一項各号を除く。)、第十条第一項」に、「医薬品の試験検査の実施方法」を「次に掲げる事項」に、「品質確保の方法」を「販売業又は貿易業の営業所における高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の品質確保の実施方法」に改め、同条第二項中「及び第十条」を「(各号を除く。)及び第十条第一項」に「医薬品の試験検査の実施方法」を「次に掲げる事項」に「(除く。)」を「除く。以下この項において同じ。」の販売業又は貿易業の営業所における管

理医療機器」に「(の方法)」を「(の実施方法)」に改め、同条第三項中「第九条第一項」の下に「(各号を除く。)」を加え、「医薬品の試験検査の実施方法」を「次に掲げる事項」に「(除く。)」の品質確保の方法」を「除く。以下この項において同じ。」の販売業又は貿易業の営業所における一般医療機器の品質確保の実施方法」に改める。

第四十六条第二項中「薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者医師、歯科医師若しくは獸医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者」及び「これらの者」を「薬剤師等」に改める。

第四十九条の見出しを「処方箋医薬品の販売」に改め、同条第一項中「処方せん」を「処方箋」に改め、同項ただし書中「薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは歯医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者」を「薬剤師等」に改め、同条第二項中「処方せん」を「処方箋」に改める。
第五十条中第十三号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同条第十一号を第十二号とし、同条第十二号を第十一号とし、同条第十三号を第十二号とし、同条第十四号を第十一号とし、同条第十五号を第十四号とし、同条第十六号を第十五号とし、同条第十七号を第十六号とし、同条第十八号を第十七号とし、同条第十九号を第十八号とし、同条第六号中「第三十六条の三第一項」を「第三十六条の二第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

第六条第一項第一号の「第五十一条第一項第一号の規定によるもの」を「第五十条第七号の規定によるもの」とする。

第五十七条の二 第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品及び一般用医薬品（轉ら動物用医薬品を除く）を販売する場合に、

（厚生労働省令で定めるところによること）が目的とされているものを除く。）を陳列する場合には、厚生労働省令で定めるところによること

り、これらを区別して陳列しなければならない。

第六十九条第一項中「第二十二条」を削り、「第八十条第一項」の下に「若しくは第四項」を加

え、同条第二項中「第九条」を「第九条第一項」に、「第九条の二」「第九条の三」「第十条」を「若しくは第一項（第四十条第一項において準用する場合を含む。）」、第九条の二から第九条の四ま

で、第十条第一項」に改め、「第一項において準用する場合を含む。」の下に「若しくは第二項（第三項）」を「第二十九条第一項」と「第二十九条第二項」の間に挿入する。

しかしは第七十七条の五第三項】を「第七十七条の五第三項】に改め、「第六項】の下に「若しくは第八十条第四項】を加える。

第七十二条第一項第一号を「第七十二条第四項第一号」に改める。

第七十一条の二第一項中「第二十六条第二項第一号」を「第二十六条第四項第一号」に改める。

第七十六条第一項「第四条第一項」を「第四条第四項」に、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第七十六条の四中「もの」の下に「以下この条及び」を加え、「又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列しては」を「所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の

用途に使用しては、に改める。

4 第八十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局

において販売し、又は授与する場合については、政令で、第三章、第四章及び第五章の規定の一

第八十三条第一項中「第三十六条の六第一項（同条第五項において）」を「第九条の三第一項、等
各の適用を除外し、その他の必要な特別を定めることができること

一項及び第四項、第三十六条の十第一項及び第二項（同条第七項においてこれらの規定を）に、「第三十八条第一項においては」を「次項、第二条第三項」と改め、「及び第十一条の下に」「第三十八条第一項においては」

第七条(二項)を「第七条(二項)、第七条(三項)」に改め、「及び第八条(一項)を準用する場合を含む。」を加え、「第八条の二第一項」を「同条第三項第四号イ中「医薬品の薬局販売」

薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品」とあり、並びに同号口、第五十五条第一号、第六十六条第一項第五号、第二十九条の二第一項第一号、第三十一条、第三十六條の九(見出しを含む)、第六

十六条の十の見出し 同条第五項及び第七項並びに第五十七条の二第三項中「一般用医薬品」と

「一般用医薬品」(第四条第五項第五号)と規定する一般用医薬品をハ。以下同じ。)であるのは、「医薬品」と、第八条の二第一項に改め「飼育者」との下に、第九条第一項第一号に

卷之三

「薬品」とを加え、「販売する」を「販売」、又は授与する」は、「一般用医薬品（医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの）」。

以下同じ。」とあるのは、「医薬品」と同条第一号、第三十一条、第三十六条の五（見出しが含む。）。

第三十六条の六第二項及び第五項並びに第五十七条の一第一項中「」を「要指導医薬品（第四条第五項第四号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。）又は」に、「第二十八条第三項」を「次項及び第二十九条第三項」に、「第三十六条の四第一項」を「同条第三項第四号中「医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品」とあるのは、「医薬品」と第三十六条の八第一項」に「第三十六条の第五号」を「第三十六条の九第一号」に、「第三十六条の六第二項」を「第三十六条の十第三項及び第四項」に改め、「第三十八条第一項中「準用する。この場合において、第十一条中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（店舗販売業にあつては、その店舗の所在地が第二十六条第一項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。」とあるのは、「準用する。」と削り、「処方せん医薬品」を「処方せん医薬品」に、「処方せん医薬品」を「処方箋の」に、「第五十条第六号」を「第五十条第七号」に、「第三十六条の三第一項」を「第三十六条の七第一項」に「同条第十号」を「同条第十一号」に、「の処方せん」を「の処方箋」に、「同条第十一号」を「同条第十一号」に、「第五十七条の二第一項」を「第五十七条の二第三項」に改める。

第八十三条の一の二第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第四項」に、「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、「同条第一項中「及び第三十六条の六第一項」を「並びに第三十六条の十第三項及び第四項」に「一般用医薬品」を「薬局医薬品（第四条第五項第三号に規定する薬局医薬品をいう。以下同じ。）」に「」と「ならない。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品については、この限りでない。」とあるのは、「ならない。」を「以外の医薬品」に「同項」を「第三十六条の十第三項」に改め、「従事する者」との下に「、同条第四項中「当該薬剤師又は登録販売者」とあるのは、「当該販売又は授与に従事する者」とを加え、「十八条第一項において準用する場合を含む。」を加える。

（施行期日）

第一条 薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二の見出しを「情報の提供及び指導」に改め、同条中「薬剤師は」の下に「、調剤した薬剤の適正な使用のため」を加え、「調剤した薬剤の適正な使用のために」を削り、「提供しなければ」を「提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければ」に改める。

（附 則）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条 第十一条、第十二条及び第十六条の規定 公布の日

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（薬局開設の許可の申請に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた第一条の規定による改正前の薬事法（以下「旧法」という。）第四条第一項又は第二十六条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお前例による。

〔要指導医薬品の指定に関する経過措置〕

第三条 厚生労働大臣は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の薬事法（以下「新法」という。）第四条第五項第四号の規定の例により、要指導医薬品（同号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた要指導医薬品は、施行日において同号の規定による指定を受けたものとみなす。

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含むことは、政令で定める。）

(檢討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を

医薬品の販売業の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

十条」を「第十條第一項」に、「第十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

第五十四条第五項中「第八十四条第十九号」及び「第八十七条第九号」の下に「同法」を「第

〔第六十三条の二第一項〕に改める

第十四条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十二号）

号) の一部を次のように改正する。

第九十二条第三項中「第八十条第四項」を「第八十条第五項」に改める。

(薬事法の一部を改正する法律の一部改正)

附則第七条第一項中「新法第三十六條の四第一項」を「薬事法第三十六條の八第一項」に改め、

同条第二項中「新法第三十六条の四第一項」とあるのは「新法」を薬事法第三十六条の八第一項

とあるのは「薬事法」に、適用される新法第三十六条の四第一項を適用される同法第三十六条规定第一項一二改めらる。

の「第一項」は誤記である。

一項から第四項まで」を「第三十六条の六、第三十六条の九、第三十六条の十第一項から第六項ま

で」に改め、同条第二項中「新法」を「同法」に、「第三十六条の六第一項から第四項まで」を「第

第三十六条の六 第三十六条の九 第三十六条の十第一項から第六項まで] に「第三十六条の五、第三十六条の六、第三十六条の九、第三十六条の十第一項から第六項まで」に「第三十六条の五、第三十六条の六、第三十六条の九、第三十六条の十第一項から第六項まで」

三十六条の六第二項及び第三項 第五十七条の二を第三十六条の九、第三十六条の十二第三項から第五項まで、第五十七条の二第一項及び第三項に改める。

附則第十一條第一項中「を新法」を「を薬事法」に、「新法」を「同法」に、「第三十六条の五、

第三十六条の六第五項】を【第三十六条の九、第三十六条の十第七項】に、「第三十六条の五第一号

並びに第三十六條の六第五項を「第三十六條の九第一号及び第三十六條の十第七項」に「同條第二項及第三項」と「同條第二項の二項又は同條第一項中「新法」を「同法」

二項及び第三項を「同条第三項から第五項までの規定」に改め、同条第二項中「新法」を「同法」に改め、「第百二十九条の五」、「第三十一条の六」第五項、「第百二十九条の九」、「第三十一条の十七」第七項、「第

三十六条の五、第三十六条の六第五項（同条第一項及び第三項）を「第三十六条の九、第三十六条

の十七項（同条第三項から第五項まで）は、「」、第五十七条の二を「」、第五十七条の二第一項

及び第三項」に、「及び第七十五条第一項」とする」を「並びに第七十五条第一項」とする」に改め
る。

